

令和 5年 2月 24日

伊藤忠連合健康保険組合  
理事長 大喜多 治年

組合同規約の一部変更について

当組合同規約の一部を次のように変更する。

第4条「別表1」中の

「(株)ユキザワ 秋田県大館市」

以上 1事業所を削る。

附則

(施行期日)

この規約は、令和5年3月1日から施行し、  
(株)ユキザワ 秋田県大館市は、令和4年10月1日から適用する。

(設立事業所の所在地)

第4条「別表1」中

「キャプラン(株) 東京都千代田区」  
を  
「キャプラン(株) 東京都港区」  
に改める。

「FM保険サービス(株) 東京都港区」  
を  
「FM保険サービス(株) 東京都文京区」  
に改める。

附則

(施行期日)

この規約は、令和5年3月1日から施行し、  
キャプラン(株) 東京都港区は、令和4年8月15日から適用する。  
FM保険サービス(株) 東京都文京区は、令和4年12月1日から適用する。

以 上